

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 告 示 ——

○公示送達 (税務課)	2
○公示送達 (高齢福祉課)	3
○公示送達 (高齢福祉課)	3
○公示送達 (税務課)	4
○公示送達 (保険医療課)	5
○公示送達 (税務課)	7
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	9
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	9
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	9
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	10

—— 公 告 ——

○亀岡市職員採用試験公告 (人事課)	11
○公募型プロポーザル方式による事業者の選定 (文化芸術課)	16
○一般競争入札 (条件付き) の執行 (契約検査課)	17
○一般競争入札 (条件付き) の執行 (契約検査課)	22
○亀岡市篠町篠インター土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (都市計画課)	26
○都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課)	26

○一般競争入札 (条件付き) の執行 (契約検査課)	27
○一般競争入札 (条件付き) の執行 (契約検査課)	31
○本市職員採用試験の結果 (人事課)	34
○土地区画整理組合の設立に伴う施行地区となるべき区域の縦覧 (都市整備課)	34
○一般競争入札 (条件付き) の執行 (契約検査課)	36
○一般競争入札 (条件付き) の執行 (契約検査課)	40
○農用地利用集積等促進計画の認可 (農林振興課)	44
○都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課)	44
○亀岡市人事行政の運営等の状況 (人事課)	45

—— 任免及び辞令 ——

監査委員欄

—— 公 表 ——

○令和6年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況	60
---------------------------	----

選挙管理委員会欄

—— 告 示 ——

○政治活動用事務所に係る証票の有効期限	62
---------------------	----

上下水道部欄

—— 告 示 ——

- 亀岡市指定給水装置工事事業者廃止の告示 62
- 亀岡市下水道排水設備指定工事事業者廃止の告示 62

告 示

亀岡市告示第176号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和7年11月6日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類
令和7年度 軽自動車税納税通知書
- 2 送達を受けるべき者

	住 所	氏名又は名称
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略
15	省略	省略
16	省略	省略
17	省略	省略
18	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第177号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和7年11月7日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和7年度介護保険料督促状 第4期分

2 送達を受けるべき者

	住所	氏名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日

から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第178号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和7年11月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和7年度介護保険料納入決定通知書

2 送達を受けるべき者

住所 省略

氏名 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第179号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和7年11月12日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和7年度固定資産税・都市計画税納税通知書

2 送達を受けるべき者

	住所	氏名又は名称
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略
15	省略	省略
16	省略	省略
17	省略	省略
18	省略	省略
19	省略	省略
20	省略	省略
21	省略	省略
22	省略	省略
23	省略	省略
24	省略	省略

25	省略	省略
26	省略	省略
27	省略	省略
28	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第180号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和7年11月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住所	氏名
1	更正・決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
2	更正・決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
3	更正・決定通知書	令和7年度	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	令和7年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
5	更正・決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	令和7年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	令和7年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	令和7年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略

9	督促状	令和7年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	令和7年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	令和7年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	令和7年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	令和7年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	令和7年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	令和7年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
16	督促状	令和7年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
17	督促状	令和7年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	令和7年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
19	督促状	令和7年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
20	督促状	令和7年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
21	督促状	令和7年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
22	督促状	令和7年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
23	督促状	令和7年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
24	督促状	令和7年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
25	督促状	令和7年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
26	督促状	令和7年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
27	督促状	令和7年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
28	督促状	令和7年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
29	督促状	令和7年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
30	督促状	令和7年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
31	督促状	令和7年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
32	督促状	令和7年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
33	督促状	令和7年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第181号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在不明又は外国においてすべき送達が困難であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和7年11月20日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住所	氏名
1	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
2	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
3	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
4	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
5	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
6	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
7	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
8	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
9	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
10	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
11	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
12	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
13	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略

14	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
15	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
16	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
17	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
18	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
19	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
20	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
21	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
22	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
23	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
24	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
25	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
26	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
27	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
28	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
29	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
30	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
31	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
32	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
33	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
34	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
35	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
36	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
37	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
38	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略
39	令和7年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
40	令和7年度 督促状 市府民税 第3期	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第182号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年11月21日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町中町区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 平井 考恭

2 変更年月日

令和7年4月20日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第183号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

る団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年11月21日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町河原尻高野区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 平井 睦陽

2 変更年月日

令和7年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第184号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年11月21日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町東町区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 山木 高志

2 変更年月日

令和7年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第185号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年11月21日

亀岡市長 桂川孝裕

「東本梅町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の変更

住所 省略

氏名 中川 俊夫

2 変更年月日

令和7年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第110号

亀岡市職員採用試験公告

亀岡市職員採用試験を次のとおり実施する。

令和7年11月4日

亀岡市長 桂川孝裕

1 試験区分、採用予定人数及び受験資格

	試験区分	採用予定人数	受験資格
	かめおか方式 事務 (上級) [19-35]	若干名	平成2年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人 ただし、学校教育法による高等学校を令和8年3月31日までに卒業する見込みの人は受験できない。
まちづくり技師	かめおか方式 総合土木 (土木・農業 土木・造園) (上級) [19-40]	若干名	昭和60年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人で、次の①②③のいずれかに該当する人 ①土木施工管理技士(1級又は2級)の資格を有する人 ②民間企業や官公庁等で、土木に関する職務経験(設計・施工管理等)が5年以上あり、かつ、同一企業等における3年以上の継続勤務経験がある人 ③学校教育法による高等学校以上の学校(同程度と認めるものを含む。)において土木工学、造園・緑地、環境工学のいずれかに関する課程を修得し卒業した人又は令和8年3月31日までに卒業する見込み(高等学校を除く。)の人 ※①に該当する人は筆記試験が免除される。
	かめおか方式 建築 (上級) [19-40]	若干名	昭和60年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人で、次の①②③④のいずれかに該当する人 ①建築士(1級又は2級)の免許を有する人 ②建築施工管理技士(1級又は2級)の資格を有する人 ③民間企業や官公庁等で、建築に関する職務経験(設計・施工管理等)が5年以上あり、かつ、同一企業等における3年以上の継続勤務経験がある人 ④学校教育法による短期大学又は高等専門学校(同程度と認めるものを含む。)以上の学校において建築工学に関する過程を習得し卒業した人又は令和8年3月31日までに卒業する見込みの人 ※①又は②に該当する人は筆記試験が免除される。

かめおか方式 保健師 [-40]	若干名	昭和60年4月2日以降に生まれた人で、保健師資格を有する人（令和8年3月31日までに取得見込みを含む。）
かめおか方式 学芸員 [-40]	若干名	昭和60年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）で、考古学・歴史学・文化財学等の専門課程を卒業（令和8年3月31日までに卒業見込みを含む。）し、学芸員資格を有しており（令和8年3月31日までに取得見込みを含む。）、埋蔵文化財発掘調査等の知識・経験を有する人

- ※ いずれか1つの試験区分のみ受験が可能である。
- ※ いずれの試験区分も障がい者の受験が可能である。
- ※ 募集人数については、現時点における予定に基づくもので、今後の事業計画によって変わることがある。
- ※ 受験資格がないことが明らかになったときは合格を取り消す場合がある。
- ※ 国籍は問わないが、日本国籍を有しない人については、法令により永住が認められている人又は採用予定日前日までに認められる見込みの人のみ受験することができる。
「法令により永住が認められている人」とは、「出入国管理及び難民認定法による永住者」及び「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者」をいう。
- ※ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定による次の欠格条項に該当する人は受験することができない。
 - (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 亀岡市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、同法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験方法・期日・場所

それぞれの試験区分ごとの試験方法・期日・場所については、次のとおりである。また、1次試験の集合時間等については、受験者に別途知らせる。

(1) かめおか方式【事務（上級）、総合土木（上級）、建築（上級）、保健師、学芸員】

区分	試験方法	期日	場所
1次試験	集団面接	令和7年12月13日（土） 令和7年12月14日（日） 上記期日のうち指定する1日	亀岡市役所

2次試験	○作文試験（必須） 及び ①教養試験 ②SPI3試験 ①～②で1つ選択 計2科目を受験 ^{※1※2}	令和8年1月10日（土）	亀岡市役所
	個別面接	令和8年1月中旬 ^{※3}	亀岡市役所
3次試験	個別面接	令和8年1月下旬 ^{※4}	亀岡市役所

- ※1 総合土木（上級）受験者で、受験資格の①に当てはまる人は筆記試験が免除される。
- ※2 建築（上級）受験者で、受験資格の①又は②に当てはまる人は筆記試験が免除される。
- ※3 具体的な日程は、1次試験合格者に別途通知する。
- ※4 具体的な日程は、2次試験合格者に別途通知する。

3 試験内容

作文試験	作文課題に対する理解力、文章の表現力や構成力などについて評価を行う。 課題字数は800字、試験時間は50分とする。
教養試験	筆記試験（多肢択一式）を行う。 出題数は40題で、試験時間は2時間とする。 出題分野は、時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力を問う問題とする。
SPI3試験	言語及び非言語に関する能力検査を行う。 出題数は70題で、試験時間は1時間10分とする。

4 合格発表等

(1) 日程

ア かめおか方式

合格発表	
1次試験	令和7年12月下旬
2次試験	令和8年1月中旬
3次試験	令和8年2月中旬

(2) 通知方法及び職員採用候補者名簿の登載

- ア 1次、2次及び3次試験の合格発表については、市ホームページで受験番号を掲示するほか、合格者にのみ通知を行う。また、3次試験の合格発表については、合格者の受験番号を

掲載した公告文を掲示する。

イ 最終合格者は、試験区分ごとの職員採用候補者名簿に登載し、令和8年4月1日以降必要に応じて採用する。ただし、最終合格者と調整し、令和8年3月31日以前に採用する場合がある。職員採用候補者名簿の有効期間は、令和9年4月1日までとする。

5 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

「公権力の行使」及び「公の意思形成への参画」に携わる公務員については日本国籍を必要とするという「公務員に関する基本原則」に基づく任用制限により、亀岡市では、日本国籍を有しない方については、次の(1)以外の業務及び(2)以外の職に就かせることとしている。また、昇任についての考え方は(3)のとおり。

(1) 「公権力の行使」に該当する業務

- ア 市民の権利や自由を一方的に制限することとなる業務
- イ 市民に対し一方的に義務や負担を課すこととなる業務
- ウ 市民に対して強制力をもって執行する業務
- エ その他公権力の行使に該当する業務（行政立法、準司法的権能のある行為に係るものなど）

◀「公権力の行使」に該当する業務の具体例▶

- 都市計画法に基づく開発行為の許可処分
- 市民税や国民健康保険料の賦課徴収
- 生活保護法による保護の決定及び実施に関する処分
- 建築基準法に違反している建築物に対する同法に基づく各種措置命令

(2) 「公の意思形成への参画」に該当する職

亀岡市の行政について、企画、立案、決定等に関与する職であり、具体的には、①ラインの副課長級以上の職、②本市の基本政策の決定（基本計画の策定、予算の編成、組織、人事、労務管理等）に携わる係長級以上の職が該当する。

(3) 昇任についての考え方

日本国籍を有しない職員についても、「公務員に関する基本原則」に反しない範囲において昇任が可能。

6 初任給

(参考：令和7年4月1日現在。ただし、地域手当を含む。)

大学卒	短大卒	高校卒
241,392円	228,552円	208,115円

(1) 職歴や学歴等により給料月額が増減する場合がある。また、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）等の諸手当が要件に応じて支給される。

(2) 初任給については、採用前の給与改定等により変更になる場合がある。

(3) 福利厚生制度については、共済組合の制度として、保険給付や資金貸付等が受けられる。

(4) 受動喫煙防止対策として、原則敷地内は禁煙である。(一部特定屋外喫煙所がある。)

7 受験申込みの手続

申込方法	亀岡市職員採用試験のインターネットの専用ページから申し込むこととする。 ※インターネットによる申込みができない場合は、令和7年11月21日(金)午後5時までに人事課まで問い合わせることとする。
申込受付期間	令和7年11月4日(火)～令和7年11月30日(日) ※受付後は、申込みをした試験区分の変更はできない。

8 その他

自然災害などの発生により、試験が中止又は延期になる場合や、試験会場、試験内容、開始時間などが変更になる場合がある。

なお、中止、延期又は変更が生じた場合の詳細は、市ホームページに掲載する。

9 採用試験についての問い合わせ

受験手続、その他の不明な点は亀岡市市長公室人事課に問い合わせることとする。

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

電話 (0771) 22-3131 (市役所代表) … (内線2955)

電話 (0771) 55-9451 (人事課直通)

FAX (0771) 24-5501

URL: <https://www.city.kameoka.kyoto.jp/>

「揭示済」

亀岡市公告第111号

史跡丹波国分寺跡遺構解説サイン作成・設置業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和7年11月4日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

史跡丹波国分寺跡遺構解説サイン作成・設置業務

(2) 業務内容

亀岡市千歳町国分に所在する史跡丹波国分寺跡の普及啓発と保存・活用を図るため、史跡指定地内に遺構の案内サインを設置する。

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 見積限度額

8,041,000円

(消費税及び地方消費税を含む。)

2 その他

詳細は、史跡丹波国分寺跡遺構解説サイン作成・設置業務公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

亀岡市公告第112号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

令和7年11月5日

亀岡市長 桂川孝裕

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 逓送業務に係る業務委託について
- (2) 業務場所 仕様書のとおり
- (3) 業務概要 仕様書のとおり
- (4) 業務期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- (5) 最低制限価格 不採用
- (6) 入札保証金 免除
- (7) 契約保証金 免除

2 入札参加要件

参加者は、次の全ての要件に該当すること。

- (1) 亀岡市「令和7年度 物品購入等に関する競争入札参加資格者名簿」に登録している者であること。
- (2) 「民間事業者による信書の送達に関する法律」第2条第7項第1号及び第3号に定める特定信書便事業者で、逓送業務を受託できる内容で許可を受けていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）でないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- (2) 入札参加資格要件を満たしていることの誓約書（様式2）
- (3) 特定信書便事業許可状の写し等、「民間事業者による信書の送達に関する法律」第2条第7項第1号及び第3号に定める特定信書便事業者で、逡送業務を受託できる内容で許可を受けていることが確認できる書類

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和7年11月5日（水） 午後3時から 令和7年11月18日（火） 午後5時まで	1 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）等及び仕様書等は、亀岡市入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の発注情報閲覧からダウンロードすること。 2 やむを得ず窓口配布を希望する場合は、問い合わせの上配布期間内の受付時間中（令和7年11月5日（水）は午後3時から午後5時まで、令和7年11月6日（木）以降は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）に契約検査課に来庁して入手すること。ただし、閉庁日を除く。
確認申請書等の受付	令和7年11月18日（火） 午後5時まで	入札に参加を希望する者は、当該の公告に示す提出資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 (1) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。 なお、郵送の場合は書留にて、令和7年

		<p>11月18日（火）午後5時までに契約検査課必着とする。また、郵送時に契約検査課まで郵送した旨の電話連絡をすること。郵送した旨の電話連絡がない場合は、受け付けできないことがあるので留意すること。</p> <p>(2) 提出書類 当該公告の「3 入札参加資格確認申請時の提出書類」に定める書類</p> <p>(3) その他 ア 提出書類作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。 イ 提出書類は、公告で指定した様式にて作成すること。 ウ 提出された書類は、本市において無断使用することはない。 エ 虚偽の記載をした者は、当該業務の入札への参加を認めないとともに、市の指名停止措置を行うことがある。</p>
<p>入札参加資格確認通知書の送付</p>	<p>令和7年11月20日（木）までに発送</p>	<p>確認申請書等を提出した入札参加希望者に対し、結果を文書により通知する。</p> <p>入札は、「一般競争入札参加資格確認通知書」により「参加資格有」の通知を受けた者のみが参加できる。</p>
<p>確認申請書等及び仕様書等に関する質問の受付</p>	<p>確認申請書等に関する質問 令和7年11月18日（火）午後5時まで</p> <p>仕様書等に関する質問 令和7年11月25日（火）正午まで</p>	<p>1 確認申請書等に関する質問は、公告に示す期間内に契約検査課において電話にて随時受け付ける。</p> <p>2 仕様書等に関する質問については、質問書（様式3）にて行うこととし、「9 問い合わせ先」に記載の電子メールアドレスへ電子メールにて提出すること。質問内容を簡潔にまとめて記載して、電子メールに添付し提出すること。</p> <p>添付ファイルは、「Microsoft Word 2010」（Windows版）で支障なく再現できること。</p> <p>口頭による質問は受け付けない。</p> <p>提出後、質問書を提出した旨を契約検査課</p>

		へ電話連絡すること。送付した旨の電話連絡がない場合は、質問書を受け付けできないことがあるので留意すること。
質問に関する回答	確認申請書等に関する回答 随時 仕様書等に関する回答 令和7年11月27日（木） 午後5時まで	1 確認申請書等に関する質問の回答については、随時、原則質問者にのみ行う。 2 仕様書等に関する質問の回答については、当該公告に示す日時までに電子メールにて入札参加資格者全員に回答する。 3 その他、不当に混乱を招くことが危惧されると判断した質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。 4 回答期日までに回答がない場合は、基本的に質問はなかったものとする。
入札日時	令和7年12月2日（火） 午前10時（厳守）	入札については、「5 入札に関する留意事項」のとおり

5 入札に関する留意事項

- (1) 入札方法は、紙入札とする。指定の日時に亀岡市役所入札室（市役所4階）に入札書（様式4）を持参すること。（入札開始の10分前には到着を心掛けること。）
- (2) 入札は、最大3回まで行うので入札書を3部準備すること。
- (3) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (5) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。
- (6) 入札書に記載する金額は、「逓送業務委託」一式の月額単価とする。また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記入する金額は千円止めとし、その表示方法は「××, 000円」とする。間違っても千円未満まで記入した入札書は有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

(7) 入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、入札執行の完了に至るまでに入札辞退届（様式5）を提出しなければならない。

(8) 書面による入札

ア 代理人が入札する場合は、委任状（様式6）を提出しなければならない。この場合、入札書に入札者の住所、商号又は名称及び代表者氏名、当該代理人の氏名を記載して、押印（代理人の印を使用）しておかなくてはならない。

イ 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に商号又は名称、代表者名及び件名を記載し押印の上、封筒の開口部を封印すること（代理人が入札する場合は当該代理人名を記載の上、代理人の印を使用）。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで再度の入札を行う場合にあつては、この限りでない。

ウ 開札は、公告に掲げる入札日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

(9) 入札の無効及び失格

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札

イ 確認申請書等の提出を履行しなかった者又は確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札

ウ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理としての入札を含む。）をした者の入札

エ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の入札

オ 一般競争入札参加資格確認通知書により「参加資格有」の通知を受けた後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者の入札

カ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者の入札

キ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

ク 入札関係職員の指示に従わない等、入札場の秩序を乱した者

ケ 再度入札に付して最低価格札の発表をしたにもかかわらず、当該最低価格以上の価格で入札をした者

コ その他入札条件に違反した者

(10) 落札者の決定方法

ア 亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第110条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から指定する期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

(11) その他亀岡市財務規則に基づき執行する。

6 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

7 契約書作成の要否
要

8 その他

- (1) 入札参加者は、別添の仕様書等を熟読し、関係法令等を遵守すること。
- (2) 本市が提示する資料及び回答書は、契約関係書類と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- (3) 本市が必要と認めたときは、入札を延期、中止又は取り消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、当該入札に付する業務に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該業務契約を締結しないことがある。
- (5) 確認申請書等に虚偽の記載をした場合には、当業務の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (6) 上記に定めるもののほか、亀岡市財務規則の定めるところによる。
- (7) 予定価格は公表しないものとする。

9 問い合わせ先

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市総務部 契約検査課 (電話番号 0771-25-5009)

(FAX番号 0771-25-5157)

電子メールアドレス : sikkou-kanri@city.kameoka.lg.jp

ホームページ : <https://www.city.kameoka.kyoto.jp>

「揭示済」

亀岡市公告第113号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制工事」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和7年11月7日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | |
|----------------|---|-----------------------|
| (1) 工事番号 | 7土道改第7号 | |
| (2) 工事名 | 市道鎌倉線道路改良工事 | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市東別院町鎌倉地内 | |
| (4) 工事種別 | 舗装工事 | |
| (5) 工事概要 | 工事延長 | L = 180.0m |
| | 土工 | 一式 |
| | 下層路盤 (RC-40 t=15cm) | A = 12m ² |
| | 上層路盤 (RM-30 t=10cm) | A = 12m ² |
| | 表層 (再生密粒度As (13) t=5cm) | A = 746m ² |
| | アスカーブ (再生細粒度As (13)) | L = 20m |
| | 防護柵基礎工 | L = 10m |
| | 路側防護柵工 | L = 10m |
| (6) 予定価格 (税込) | 10,116,700円 | |
| | 【入札書比較価格 (税抜) 9,197,000円】 | |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から80日間 | |
| (8) 部分払 | 無 | |
| (9) 前金払 | 有 (原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。) | |
| (10) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上 (変更工期を含む。) で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。(中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要) | |
| (11) 最低制限価格 | 採用 | |
| (12) 入札保証金 | 免除 | |
| (13) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社 (公共工事の前払金保証事業に関する法律 (昭和27年法律第184号) 第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。) の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。 | |
| (14) 支給材料及び貸与品 | 無 | |
| (15) 契約書の要否 | 要 | |

2 入札参加資格要件

- (1) 令和7年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「舗装工事」に登録された者のうち、希望順位2位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
 （※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した舗装工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件、単価契約案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の舗装工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
 ※ 本案件では、「配置予定技術者調書」「資格・免許等を証する書面等の写し」の提出は求めない。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和7年11月7日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和7年11月7日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和7年11月17日（月） 午前9時から午後5時まで 令和7年11月18日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和7年11月19日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和7年11月14日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和7年11月19日（水）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和7年11月21日（金）午後5時まで	共通事項5のとおり

入札期間	令和7年11月26日（水） 午前9時から午後5時まで 令和7年11月27日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和7年11月28日（金） 午前11時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書により、基本事項について確認を行い、入札参加資格の有無を審査したものであり、詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日制工事」の詳細については、特記仕様書等によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）亀岡市 総務部 契約検査課（電話0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第114号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、亀岡市篠町篠インター土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

令和7年11月10日

亀岡市長 桂川孝裕

役職	氏名	住所
理事長	牧野 吉明	省略
副理事長	奥村 信弘	省略
副理事長	栗山 健	省略
理事	小野 和夫	省略
理事	浅野 孝司	省略

「揭示済」

亀岡市公告第115号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和7年11月12日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
 亀岡市北古世町2丁目103の1の一部、
 103の11、103の13、103の
 15、103の17、103の19、
 103の21、103の23、103の

24の一部、103の25、105、
 106の3、107、108、109の1
 の一部、113の4の一部、114の3、
 市有地

(関連区域)

亀岡市北古世町2丁目106の2、
 106の4、113の3の一部、113の
 5の一部、114の2、114の4、
 127の7の一部、129の2の一部、市
 有地

- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
 亀岡市大井町南金岐尾垣内9
 株式会社三煌産業

「揭示済」

亀岡市公告第116号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制工事」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和7年11月12日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | | |
|-------------|---|----------|----|
| (1) 工事番号 | 7緑公第18号 | | |
| (2) 工事名 | 京都・亀岡保津川公園湿地帯エリア整備工事（その2） | | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市保津町上中島地内 | | |
| (4) 工事種別 | 土木一式工事 | | |
| (5) 工事概要 | 敷地造成工 | 表土保全工 | 1式 |
| | | 掘削工 | 1式 |
| | | 盛土工 | 1式 |
| | 公園施設等撤去・移設工 | 公園施設撤去工 | 1式 |
| | 仮設工 | 土留・仮締切工 | 1式 |
| | 雨水排水設備工 | 側溝工 | 1式 |
| | 公園広場整備工 | 公園橋工 | 1式 |
| | 自然育成施設工 | 自然水路工 | 1式 |
| | | 自然育成型護岸工 | 1式 |
| (6) 工期 | 契約日の翌日から令和8年3月31日まで | | |
| (7) 部分払 | 無 | | |
| (8) 前金払 | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要） | | |
| (9) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要） | | |
| (10) 最低制限価格 | 採用 | | |
| (11) 入札保証金 | 免除 | | |
| (12) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同 | | |

時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和7年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和7年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件によるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）
- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。
（※受注件数とは、亀岡市が実施する令和7年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

(2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとする（請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合）。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 1(4)に係る技術者の資格要件を有すると判断できる資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和7年11月12日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和7年11月12日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和7年11月27日（木） 午前9時から午後5時まで 令和7年11月28日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和7年12月1日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和7年11月26日（水）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和7年12月1日（月）午後3時まで	共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和7年12月3日（水）午後5時まで	共通事項5-1のとおり
入札期間	令和7年12月8日（月） 午前9時から午後5時まで 令和7年12月9日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
予定価格の公表	令和7年12月9日（火）午後4時以降	入札情報公開システムによる

予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和7年12月11日（木）正午まで		共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	令和7年12月12日（金）午後5時まで		共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和7年12月12日（金） 午前10時	令和7年12月15日（月） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和7年12月15日（月） 午前9時から午後3時まで	令和7年12月16日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和7年12月15日（月） 午後3時以降	令和7年12月16日（火） 午後3時以降	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日制工事」の詳細については、特記仕様書等によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先) 亀岡市 総務部 契約検査課 (電話0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第117号

一般競争入札(条件付き)を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この業務は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和7年11月12日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務の概要等

- | | |
|--------------|--|
| (1) 業務番号 | 7教委第4号 |
| (2) 業務名 | 亀岡市立中学校配膳室増築工事設計業務委託 |
| (3) 業務場所 | 亀岡市内一円地内 |
| (4) 業務種別 | 建築業務 |
| (5) 業務内容 | 亀岡市立中学校配膳室増築工事設計
【対象校】
・亀岡中学校、南桑中学校、大成中学校、詳徳中学校、東輝中学校、
亀岡川東学園 |
| (6) 予定価格(税込) | 50,960,800円
【入札書比較価格(税抜) 46,328,000円】 |
| (7) 履行期間 | 契約日の翌日から令和8年3月31日まで |
| (8) 部分払 | 無 |
| (9) 前金払 | 無 |
| (10) 最低制限価格 | 不採用 |
| (11) 入札保証金 | 免除 |
| (12) 契約保証金 | 免除 |
| (13) 契約書の要否 | 要 |

2 入札参加資格要件

- (1) 令和7年度亀岡市測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査において、「建築」に登録している者のうち、近畿2府4県に本社(本店)、支社(支店)又は営業所を置く者とする。また、入札参加者は単体とし、共同企業体は認めない。

- (2) 仕様書に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 平成27年度以降の国、地方公共団体発注の本件と同種又は類似業務の実績を有すること。
 ※ 同種又は類似業務の実績における対象施設は、令和6年国土交通省告示第8号 別添二第7号に記載のある用途の建築物とする。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、近畿2府4県又は亀岡市の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 実績調書（別紙様式2）
 ※ 実績について発注機関と直接契約したことを示す契約書の写し等を提出すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和7年11月12日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和7年11月12日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和7年11月27日（木） 午前9時から午後5時まで 令和7年11月28日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和7年12月1日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和7年11月26日（水）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和7年12月1日（月）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和7年12月3日（水）午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和7年12月8日（月） 午前9時から午後5時まで 令和7年12月9日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和7年12月10日（水） 午前11時00分	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書により、基本事項について確認を行い、入札参加資格の有無を審査したものであり、詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する業務に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該業務委託契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当業務の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先) 亀岡市 総務部 契約検査課 (電話0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第118号

令和7年亀岡市公告第61号に基づき実施した本市職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登載したので公告する。ただし、有効期限については、令和9年4月1日までとする。

令和7年11月14日

亀岡市長 桂川孝裕

1 合格者受験番号

かめおか方式

事務（上級）

1004 1016 1019 1048

1081 1086 1127 1168

保育士・幼稚園教諭

3008

保健師

4003 4004

一般方式

事務（初級）

8003 8007

総合土木（初級）

9001

2 補欠合格者受験番号

かめおか方式

事務（上級）

1039 1153 1167 1206

保育士・幼稚園教諭

3007

「揭示済」

亀岡市公告第119号

亀岡市篠町篠洗川土地区画整理組合を設立しようとする者から、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第19条第1項に規定する申請があったので同条第2項の規定により次のとおり公告し、縦覧する。

なお、施行地区となるべき区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は、令和7年12月17日までに亀岡市長に対し、その借地権の目的とする宅地の所有者と連署し、又はその借地権を証する書面を添えて、土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第16条で定めるところにより、書面をもってその借地権の種類及び内容を申告しなければならない。

令和7年11月17日

亀岡市長 桂川孝裕

1 施行地区となるべき区域

亀岡市篠町篠洗川10-1、10-2の一部、11-1、12、13、14-1、14-2、15、16-1、16-2、17-1、17-2、18-1、18-2、19-1、19-2、20-1、20-2、20-3、20-4、21-1、21-2、22-1、22-2、22-3、23、24-1、24-2、25-1、25-2、26、27、28、29-1、29-2、30、31-2、31-4、32-1、33-1、34-1、34-2、35、36-1、36-2、37、38、39-1、39-2、40-1、40-2、41-1、41-2、42-1、42-2、43、44-1、44-2、44-3、45-1、45-2の一部、46、46-

1、47-1、51-3

亀岡市篠町篠向谷7-3、8-3、12-1、14-3、23-1、23-3の一部、23-4、23-10の一部、25-6、26-1、26-2の一部、27、27-1、28-1、28-2、29-1、29-2、30-1、30-2の一部、31、32、33、34-1、35、36-1、37、38、39、40乙、40-1、40-2、41-1、41-2、41-3、43-2、44-2、47-2

亀岡市篠町森下タン条25-3、27-2、28-2、29-2、30-3、31-1

亀岡市篠町森下垣内66-30

亀岡市篠町森向坂1-3、14-2、20-2、21-2、56-2

2 縦覧期間

令和7年11月17日から

令和7年12月1日まで

3 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市整備課

「揭示済」

亀岡市公告第120号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制工事」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和7年11月18日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|-------------|---|
| (1) 工事番号 | 7緑公第15号 |
| (2) 工事名 | 亀岡運動公園屋外ステージ・横断通路等改修工事 |
| (3) 工事場所 | 亀岡市曾我部町穴太地内 |
| (4) 工事種別 | 建築一式工事 |
| (5) 工事概要 | 対象施設
・野外ステージ、メモリアルゲートブリッジ、地下連絡通路等
改修内容
・塗装改修ほか附帯工事 一式 |
| (6) 工期 | 契約日の翌日から令和8年3月31日まで |
| (7) 部分払 | 無 |
| (8) 前金払 | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要） |
| (9) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要） |
| (10) 最低制限価格 | 採用 |
| (11) 入札保証金 | 免除 |
| (12) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った |

場合は、契約保証金を免除する。

- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和7年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（建築一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した建築一式工事（A等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件（6教第4号育親学園新校舎建設工事（I期）の案件を含む。）によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和7年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件によるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）
- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。
（※受注件数とは、亀岡市が実施する令和7年4月1日以降に発注した建築一式工事（A等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事（A等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるも

のとすること（請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合）。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 1(4)に係る技術者の資格要件を有すると判断できる資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和7年11月18日（火） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和7年11月18日（火） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和7年12月4日（木） 午前9時から 令和7年12月5日（金） 午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和7年12月8日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和7年12月3日（水）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和7年12月8日（月）午後3時まで	共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和7年12月10日（水）午後5時まで	共通事項5-1のとおり
入札期間	令和7年12月15日（月） 午前9時から 令和7年12月16日（火） 午後3時まで	共通事項6のとおり
予定価格の公表	令和7年12月16日（火）午後4時以降	入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和7年12月18日（木）正午まで	共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	令和7年12月19日（金）午後5時まで	共通事項5-2のとおり

	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和7年12月19日（金） 午前10時	令和7年12月22日（月） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和7年12月22日（月） 午前9時から午後3時まで	令和7年12月23日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和7年12月22日（月） 午後3時以降	令和7年12月23日（火） 午後3時以降	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

紙による提出は、閉庁日及び閉庁時間は受け付けない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日制工事」の詳細については、特記仕様書等によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）亀岡市 総務部 契約検査課（電話0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第121号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制工事」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和7年11月25日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|-------------|---|
| (1) 工事番号 | 7緑公第17号 |
| (2) 工事名 | 亀岡運動公園再整備その10工事 |
| (3) 工事場所 | 亀岡市曾我部町穴太地内 |
| (4) 工事種別 | 土木一式工事 |
| (5) 工事概要 | ボードウォーク工 N=一式
重力式擁壁-B N=2箇所
木橋 N=一式
ポール照明灯 N=5基
土固化舗装 A=1,162㎡
園路縁石工 N=一式 |
| (6) 工期 | 契約日の翌日から令和8年3月31日まで |
| (7) 部分払 | 無 |
| (8) 前金払 | 有（原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。） |
| (9) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要） |
| (10) 最低制限価格 | 採用 |
| (11) 入札保証金 | 免除 |
| (12) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社 |

をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(13) 支給材料及び貸与品 無

(14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

(1) 令和7年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社(本店)を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

(2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

(3) 手持ち工事(土木一式工事)が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事(A1等級対象工事)の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事(A1等級対象工事)の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)

(4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

(※受注金額は、亀岡市が実施する令和7年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。)

(5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。

(※受注件数とは、亀岡市が実施する令和7年4月1日以降に発注した土木一式工事(A1等級対象工事)で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事(A1等級対象工事)の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。)

(6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。

(7) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書(別紙様式1)

(2) 配置予定技術者調書(別紙様式2)

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない

い。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとする（請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合）。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 1(4)に係る技術者の資格要件を有すると判断できる資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和7年11月25日（火） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和7年11月25日（火） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和7年12月9日（火） 午前9時から 令和7年12月10日（水） 午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和7年12月11日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和7年12月8日（月）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和7年12月11日（木）午後3時まで	共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和7年12月15日（月）午後5時まで	共通事項5-1のとおり
入札期間	令和7年12月18日（木） 午前9時から 令和7年12月19日（金） 午後3時まで	共通事項6のとおり
予定価格の公表	令和7年12月19日（金）午後4時以降	入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和7年12月23日（火）正午まで	共通事項5-2のとおり

予定価格に関する質問への回答	令和7年12月24日（水）午後5時まで		共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和7年12月24日（水） 午前10時	令和7年12月25日（木） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和7年12月25日（木） 午前9時から午後3時まで	令和7年12月26日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和7年12月25日（木） 午後3時以降	令和7年12月26日（金） 午後3時以降	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

紙による提出は、閉庁日及び閉庁時間は受け付けない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 「週休2日制工事」の詳細については、特記仕様書等によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先) 亀岡市 総務部 契約検査課 (電話0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第122号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項により農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和7年11月26日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 認可日
令和7年11月26日
- 2 縦覧期間
令和7年11月26日以後、常時備え置くこととする。
- 3 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第123号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和7年11月28日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
亀岡市千代川町今津2丁目58の1、61の1

(関連区域)

亀岡市千代川町今津2丁目57の1の一部、58の2の一部、60の1の一部、68の一部

- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
京都市山科区音羽乙出町5の35
株式会社公栄住宅

「揭示済」

亀岡市公告第124号

亀岡市人事行政の運営等の状況

亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年亀岡市条例第5号）の規定に基づき、令和6年度における亀岡市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

令和7年11月28日

亀岡市長 桂川孝裕

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免の状況

ア 職員の採用の状況（令和6年度）

区分	試験採用	選考採用	割愛採用	計
事務・技術	29人		1人	30人
司書	1人			1人
学芸員	1人			1人
保育士・幼稚園教諭	7人			7人
指導主事			3人	3人
病院医師		3人		3人
病院看護師	4人			4人
計	42人	3人	4人	49人

(注) 1 一般職に属する職員の採用状況である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

2 割愛採用とは、京都府等との人事交流による採用のことをいう。

イ 職員の退職の状況（令和6年度）

区分	定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	計
事務・技術	4人		21人		25人
保健師			3人		3人
司書			1人		1人
学芸員			1人		1人
保育士・幼稚園教諭			2人		2人
指導主事			2人		2人
病院医師			2人		2人
病院看護師			7人		7人
病院医療技術			1人		1人
計	4人	0人	40人	0人	44人

(注) 一般職に属する職員の退職状況である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

ウ 職員の採用における競争試験の実施状況（令和6年度実施状況）

試験区分	申込者	受験者A	1次試験合格者	2次試験合格者	最終合格者B	競争率 A/B
事務（上級）（かめおか方式）	172人	106人	66人	21人	18人	5.9
	66人	46人	31人	21人	19人	3.5
総合土木（上級）（かめおか方式）	3人	2人	1人	1人	1人	2.0
	3人	2人	2人	2人	2人	1.5
	2人	1人	1人	0人	0人	—
保育士・幼稚園教諭（かめおか方式）	18人	15人	15人	10人	10人	1.5
	7人	4人	4人	2人	2人	2.0
	4人	3人	3人	1人	1人	3.0
保健師（かめおか方式）	3人	1人	1人	1人	1人	1.0
	3人	2人	2人	0人	0人	—
臨床心理士（かめおか方式）	9人	8人	5人	2人	2人	1.0
司書（かめおか方式）	36人	31人	5人	3人	2人	15.5
事務（初級）（一般方式）	2人	2人	0人		0人	—
総合土木（初級）（一般方式）	1人	1人	0人		0人	—
学芸員（チャレンジ方式）	4人	2人	2人	2人	2人	1.0
病院看護師	8人	8人			8人	1.0
病院臨床検査技師	2人	1人			1人	1.0
病院事務	2人	2人			2人	1.0

- （注） 1 令和6年度中に実施した状況であり、実際に採用した年度とは一致しない。
 2 最終合格者には採用辞退者、補欠合格者等を含む。

(2) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門		職員数			主な増減理由	
		令和6年	令和7年	増減		
普通会計部門	一般行政部門	議会	7人	7人		
		総務	131人	135人	4人	新規派遣などによる増加
		税務	35人	36人	1人	事務量増加への対応
		民生	166人	174人	8人	子供施策拡充による体制強化
		衛生	42人	41人	△1人	退職者不補充
		農林水産	27人	27人		
		商工	14人	14人		
		土木	71人	75人	4人	全国都市緑化フェア体制強化
		計	493人	509人	16人	
	教育部門	71人	72人	1人	事務量増加への対応	
小計		564人	581人	17人		
公営企業等部門	病院	127人	128人	1人	事務量増加への対応	
	水道	26人	26人			
	下水道	21人	21人			
	その他	26人	26人			
	小計	200人	201人	1人		
合計		764人 [839人]	782人 [839人]	18人		

(注) 1 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

2 []内は、条例定数である。

イ 職種別職員数の状況（各年4月1日現在）

職種	職員数		職種内容
	令和6年	令和7年	
一般行政職	446人	455人	下欄のいずれにも該当しない職
税務職	35人	36人	課税、納税の業務に従事する職（税務課、税機構職員）
医療技術職	2人	3人	医療技術の業務に従事する職（理学療法士）
保健職	22人	20人	保健師の業務に従事する職（保健センター保健師等）
福祉職	72人	79人	保育の業務に従事する職（保育所保育士、養護師等）
企業職	174人	175人	地方公営企業に従事する職（上下水道部、市立病院職員）
技能労務職	1人	1人	現業の業務に従事する職（用務員等）
教育職	12人	13人	教育公務員（指導主事、幼稚園教諭、養護教諭）
計	764人	782人	

(注) 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

(3) 過去5年間における職員数の推移（各年4月1日現在）

部門		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
普通会計部門	一般行政部門	職員数	486人	482人	487人	493人	509人
		増減	△3人	△4人	5人	6人	16人
	教育部門	職員数	68人	68人	66人	71人	72人
		増減	0人	0人	△2人	5人	1人
	小計	職員数	554人	550人	553人	564人	581人
		増減	△3人	△4人	3人	11人	17人
公営企業等部門	病院	職員数	129人	130人	130人	127人	128人
		増減	2人	1人	0人	△3人	1人
	水道	職員数	26人	26人	26人	26人	26人
		増減	0人	0人	0人	0人	0人
	下水道	職員数	21人	21人	21人	21人	21人
		増減	△1人	0人	0人	0人	0人
	その他	職員数	25人	26人	25人	26人	26人
		増減	1人	1人	△1人	1人	0人
	小計	職員数	201人	203人	202人	200人	201人
		増減	2人	2人	△1人	△2人	1人
合計	総合計	755人	753人	755人	764人	782人	
	増減	△1人	△2人	2人	9人	18人	

(注) 1 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

2 増減は、各年における対前年比の職員増減数を示す。

2 職員の人事評価の状況

制度名	対象者	実施期間
人事評価制度	全職員	令和6年4月～令和7年3月末

3 職員の給与の状況

(1) 人件費と職員給与費の状況

ア 人件費の状況（令和6年度普通会計決算）

住民基本台帳人口	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の 人件費率
85,900人	46,745,770千円	1,071,348千円	6,751,724千円	14.4%	13.5%

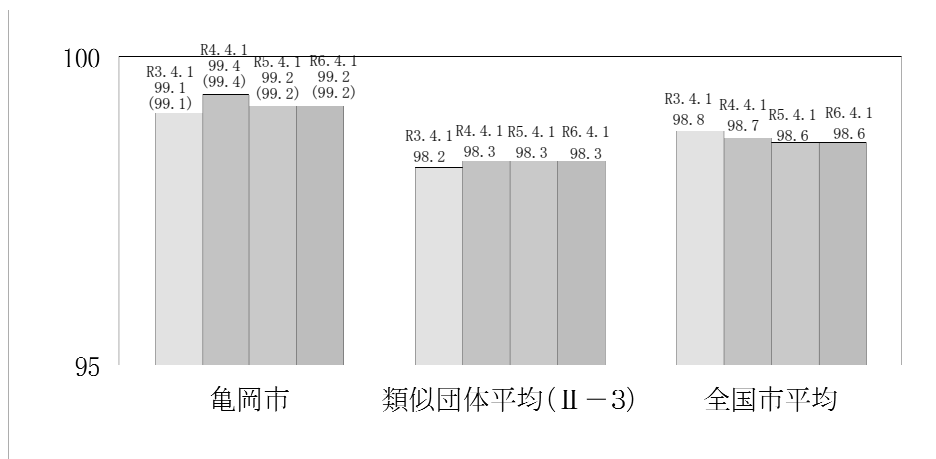
(注) 住民基本台帳人口は、令和7年3月31日現在のものである。

イ 職員給与費の状況（令和6年度普通会計決算）

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
581人	2,092,929千円	578,242千円	897,169千円	3,568,340千円	6,142千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、普通会計に属する一般職の職員（令和6年4月1日現在）の人数である。
 ただし、教育長、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

ウ ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(2) 特別職等の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		給料月額等		
		令和6年度		
給料	市長	985,000円/月		
	副市長	787,000円/月		
	病院事業管理者	664,000円/月		
	教育長	694,000円/月		
報酬	議長	560,000円/月		
	副議長	490,000円/月		
	議員	440,000円/月		
期末手当	市長 副市長 病院事業管理者 教育長	支給月数：3.30月分 役職加算額：（給料月額＋地域手当）×15%		
	議長 副議長 議員	支給月数：3.30月分 役職加算額：報酬月額×15%		
退職手当	市長 副市長 病院事業管理者 教育長	算定方式	1期の手当額	支給時期
		給料月額×在籍年数×550/100	1,950万円	任期毎又は退職時
		給料月額×在籍年数×325/100	921万円	任期毎又は退職時
		給料月額×在籍年数×280/100	669万円	任期毎又は退職時
給料月額×在籍年数×280/100	536万円	任期毎又は退職時		
備考	市長、副市長、病院事業管理者及び教育長に地域手当支給（給料月額の6%）			
	退職手当については算定額に市長、副市長及び病院事業管理者は100分の90、教育長は100分の92の割合を得た額			

（注）退職手当の「1期の手当額」は、各年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）（教育長は3年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

(3) 公営企業職員の職員給与費の状況

ア 水道事業（令和6年度決算）

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占める職員給与費比率
1,531,786千円	144,430千円	157,293千円	10.3%	10.1%

（注）資本勘定支弁職員に係る職員給与費41,078千円を含まない。

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
26人	97,899千円	23,794千円	43,553千円	165,246千円	6,356千円

（注）1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。

イ 下水道事業（令和6年度決算）

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
2,694,689千円	278,524千円	104,153千円	3.9%	4.0%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費36,453千円を含まない。

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
22人	73,077千円	13,953千円	30,193千円	117,223千円	5,328千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。

ウ 病院事業（令和6年度決算）

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
3,502,992千円	△143,341千円	1,258,042千円	35.9%	35.1%

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
128人	513,576千円	278,798千円	217,709千円	1,010,083円	7,891千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況（令和7年4月1日現在）

1週間の勤務時間	開始時刻 終了時刻	休憩時間	週休日・休日
38時間45分	開始：午前8時30分 終了：午後5時15分	午後0時00分 ～午後1時	土曜日、日曜日、 国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）

(注) 公務の運営上の事情等により特別の形態により勤務する職員を除く。

(2) 休暇制度の状況

ア 年次有給休暇の制度と取得状況について

区分	原因・理由等	休暇の期間	取得実績
年次休暇	1の年度ごとにおける休暇 取得時季及び理由のいかん にかかわらず取得可	1の年度に20日 残日数は、20日を限度に次 の年度に限り繰り越すこと ができる。	平均取得日数：13.3日 取得率：35.4%

(注) 取得実績は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得した平均値である。

イ 療養休暇（有給）の制度について

区分	原因・理由等	休暇の期間
公務傷病	公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により療養が必要なとき。	療養を必要とする期間
結核	結核性の疾病により療養が必要なとき。	療養を必要とする180日以内の期間
私傷病	その他の負傷又は疾病により療養が必要なとき。	療養を必要とする90日以内の期間
通院	負傷又は疾病により通院が必要なとき。	通院を必要とする期間で必要最低限の時間 ※ 1回の承認は、90日以内

（注）公務傷病、結核、私傷病及び通院については、医師の診断書に基づき承認する。

ウ 特別休暇（有給）の制度について

区分	休暇の基準	休暇の期間
公民権行使休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認められる期間
公の職務執行休暇	裁判員、証人、鑑定人、参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	その都度必要と認められる期間
ドナー休暇	職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合	その都度必要と認められる期間
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行う場合 (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 (2) 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が定めるものにおける活動	1の年度について5日以内でその都度必要と認められる期間

	(3) (1)及び(2)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	
結婚休暇	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	結婚の日（婚姻届の提出日、結婚式挙行日等）の5日前から1月後までの間の週休日、休日を除く8日以内の期間（いずれの日を結婚の日とするかは、職員が選択することができる。）
出生サポート休暇	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
産前休暇	出産する予定である職員が申し出た場合	出産予定日の前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内の日から出産の日までの期間
産後休暇	職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間
育児時間	生後満1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間
配偶者の出産休暇	配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内の2日以内の期間
育児参加休暇	職員の妻が出産する場合、その出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から当該出産の日後1年を経過する日までの期間に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	当該期間内における5日以内の期間
子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度について5日以内の期間（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日）
短期介護休暇	職員が配偶者、父母、子、孫、配偶者の父母及び職員と同居する祖父母、兄弟姉妹で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の世話をするとき。	1の年度について5日以内の期間（要介護者が2人以上の場合にあっては10日）

生理休暇	生理のために勤務することが著しく困難である場合	1回について2日以内で必要とする期間																									
妊娠の通院休暇	妊娠中及び出産後の職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	次の区分によりその都度必要と認められる期間																									
		妊娠23週まで	4週間に1回																								
		妊娠24週から満35週まで	2週間に1回																								
		妊娠36週から出産まで	1週間に1回																								
出産後1年まで	その間に1回																										
妊娠障害休暇	妊娠中の職員が妊娠障害のため勤務することが著しく困難な場合	30日以内で必要と認められる期間																									
服喪休暇	職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>親 族</th> <th>日 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>父母</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>祖父母、曾祖父母</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>孫</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>兄弟姉妹</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>おじ、おば</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>父母の配偶者、配偶者の父母</td> <td>3日(7日)</td> </tr> <tr> <td>子の配偶者、配偶者の子</td> <td>1日(5日)</td> </tr> <tr> <td>祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母</td> <td rowspan="2">1日(3日)</td> </tr> <tr> <td>兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹</td> </tr> <tr> <td>おじ又はおばの配偶者</td> <td>1日</td> </tr> </tbody> </table>	親 族	日 数	配偶者	10日	父母	7日	子	5日	祖父母、曾祖父母	3日	孫	1日	兄弟姉妹	3日	おじ、おば	1日	父母の配偶者、配偶者の父母	3日(7日)	子の配偶者、配偶者の子	1日(5日)	祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(3日)	兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	おじ又はおばの配偶者	1日
		親 族	日 数																								
		配偶者	10日																								
		父母	7日																								
		子	5日																								
		祖父母、曾祖父母	3日																								
		孫	1日																								
		兄弟姉妹	3日																								
		おじ、おば	1日																								
		父母の配偶者、配偶者の父母	3日(7日)																								
		子の配偶者、配偶者の子	1日(5日)																								
		祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(3日)																								
		兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹																									
おじ又はおばの配偶者	1日																										
1 日数は、親族の死亡日から起算して7日以内の、職員が当該休暇を請求した日から起算する。 2 同一生計の場合は()内の日数とする。																											
父母等の追悼休暇	職員が、配偶者、父母、子及び兄弟姉妹の追悼のための特別な行事を行う場合	1日以内で必要と認められる期間																									
夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度の7月から9月の期間内において、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日以内の期間																									
	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められる場合 (1) 職員の現住居が滅失し、又																										

り災休暇	は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 (2) 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	7日以内でその都度必要と認められる期間
感染症交通遮断休暇	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づく交通の制限又は遮断により勤務が不可能となった場合	その都度必要と認められる期間
災害交通遮断休暇	地震、水害、火災その他の災害による交通遮断により勤務が不可能となった場合	その都度必要と認められる期間
事故休暇	交通機関の事故等の不可抗力の場合	その都度必要と認められる期間

エ 介護休暇（無給）の制度について

区分	休暇の基準	休暇の期間
介護休暇	職員が配偶者、父母、子、孫、配偶者の父母及び祖父母、兄弟姉妹で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするとき。 ※対象となる者は、同居するものに限る。	要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間において必要とする日又は時間
介護時間	職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められるとき。	要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において必要とする時間（1日につき2時間を超えない範囲内）

5 職員の休業の状況

育児休業（無給）・部分休業（無給）の制度と取得状況（令和6年度）

区分	原因・理由等	取得者数（承認期間別）			
		～1年	～2年	～3年	計
育児休業	3歳未満の子を養育するとき。	17人	2人	3人	22人
部分休業	小学校就学前の子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないとき（30分単位で1日2時間以内）。	15人	0人	0人	15人

（注）令和6年度に新たに当該休業を取得した件数である。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（令和6年度）

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な処分をいう。

処分事由	処分件数					実休職者数
	降任	免職	休職	降給	計	
勤務成績が良くない場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
心身の故障の場合	0件	0件	38件	0件	38件	13人
適格性を欠く場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人

(注) 1 令和6年度において発令した延べ件数である。

2 休職処分件数は、期間更新をその都度新たな処分とみなして計上した数であり、実休職者数は、引き続き休職状態にあった者の実数である。

(2) 懲戒処分の状況（令和6年度）

懲戒処分とは、職員に一定の義務違反がある場合に、公務における規律と秩序を維持するために行われる制裁的な処分をいう。

処分事由	処分件数				
	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0件	0件	0件	0件	0件
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0件	0件	0件	0件	0件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0件	0件	0件	0件	0件

7 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務の免除の状況（令和6年度）

職務に専念する義務について、法律又は条例に基づく次の区分に該当し、公務の運営に支障がない場合は、その免除が認められている。

内容（条例に基づくもの）		件数
研修を受ける場合		45件
厚生に関する計画の実施に参加する場合		281件
その他任命権者が必要と認める場合	子の保育参観、授業参観に出席する場合	63件
	職員組合執行委員が上部団体の会議等に出席する場合	0件
	その他（消防団活動等）	88件

（注）令和6年度において発令した延べ件数である。

(2) 営利企業等従事許可の状況（令和6年度）

公務員は、営利を目的とする私企業の役員等の地位を兼ね、又は自ら営利企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事してはならないが、次のいずれにも該当せず、地方公務員法の精神に反しないと認める場合に限り、任命権者から営利企業等に従事する許可を受けることができる。

- ア 職務の遂行に支障のおそれのある場合
- イ 職員が占めている職との間に特別な利害関係があり、又はその発生のおそれがある場合
- ウ 職員の身分上ふさわしからぬ性質をもつ場合

許可件数	69件
------	-----

8 職員の退職管理の状況

退職者数	再就職先				
	亀岡市		他の地方公共団体等	民間企業等	再就職者計
	再任用職員	非常勤職員			
44人	1人	1人	15人	15人	32人

9 職員の研修の状況

(1) 職員研修の実施状況（令和6年度）

研修区分		延べ 実施日数	受講者数
人事課主催研修	新規採用職員研修 ハラスメント研修 議会応対研修 人権研修 段取り力研修 職員倫理研修 法制執務研修 ほか	35日	1,350人
その他研修	派遣研修 (京都市市町村振興協会、市町村アカデミーほか)	309日	189人
	職場研修	163日	2,579人
合計		507日	4,118人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生に関する計画の実施状況（令和6年度）

区分	主な項目	受診者数
健康管理	定期健康診断	451人
	人間ドック	324人
	ストレスチェック	727人

(2) 福利厚生事業に係る公費負担状況（令和6年度）

亀岡市実施分	亀岡市職員互助会事業				福利厚生事業 に係る決算額
公費負担 決算額 A	公費負担額 B	互助会会員数 C	公費補助率	1人当たり 公費負担額 B/C	
4,123千円	15,082千円	760人	本給の 0.6%以内	19,845円	19,205千円

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和6年度）

事案なし

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況（令和6年度）

事案なし

「揭示済」

任免及び辞令

岡部 芳彦

亀岡市政の円滑な推進に資するため国際交流の推進に係る市政アドバイザーとして参与に委嘱します

任期は令和8年3月31日までとします

令和7年11月16日

安藤 和彦

安田 誠人

鈴木 小百合

金田 爾子

中田 恭子

西山 明美

(各 通)

山口 邦彦

野々村 誠一

石田 数美

満 蘭容子

川水 有衣

古田 千鶴

原田 寿樹

亀岡市子ども・子育て会議委員に委嘱します

任期は令和9年11月18日までとします

令和7年11月19日

久下沼 仁 筧

鈴木 康久

松岡 京美

石田 数美

出野 峰洋

(各 通)

木村 好孝

小島 敬司

中川 清一

八田 好子

巽 留美

伊達 勉

谷 奥正憲

(各 通)

田村 年規

畑 伸太

藤井 規示

亀岡市行政改革推進委員会委員に委嘱します

任期は令和9年11月20日までとします

令和7年11月21日

松井 やす子

(各 通)

木 久依子

亀岡市民生委員推せん会委員の委嘱を解きます

令和7年11月30日

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和6年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年11月14日

亀岡市監査委員 関本孝一
 亀岡市監査委員 浅田晴彦

令和6年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>健康福祉部 (地域福祉課)</p> <p>(ア) 補助金及び指定管理料に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。</p> <p>a 職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当の時間単価の計算に誤りがあった。 福祉事業団給与規程に基づき、適正な事務処理を行うよう改善指示されたい。</p> <p>b 再雇用職員の勤務時間並びに給料及び時間外勤務手当の時間単価の計算に誤りがあった。 福祉事業団再雇用規程に基づき、適正な事務処理を行うよう指導するとともに、関係書類についても十分精査されたい。また、再雇用職員の勤務実態に即して福祉事業団再雇用規程及び関連する諸規程等の見直しについて検討するよう改善指示されたい。</p> <p>c 亀岡市福祉事業団から提出された目的外使用許可申請について、許可の手続きが取られ</p>	<p>福祉事業団給与規程に基づき、亀岡市の算出方法に基づき時間単価を算出し、慎重な確認及び適正な事務処理を行うよう徹底することとした。</p> <p>福祉事業団再雇用規程を一部改正（令和7年4月1日施行）し、適正な事務処理を行うよう徹底することとした。</p> <p>目的外使用許可等、管理運営に必要な手続きを適正に行い、亀岡市総合福祉セン</p>

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>ていなかった。</p> <p>亀岡市総合福祉センターの管理運営に関する基本協定書には、受注者は、利用者の利便性向上のため、自動販売機を設置するなど、亀岡市総合福祉センター条例で定めている業務以外に使用する場合は、あらかじめ発注者の許可を得なければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務が行われるよう改善されたい。</p> <p>(高齢福祉課)</p> <p>(ア) 補助金に係る出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。</p> <p>a 嘱託職員の報酬及び諸手当を支給するにあたり、規程の定めが不十分であったため、適正な支給と判断できないものがあった。</p> <p>嘱託職員の報酬及び諸手当の支給は、シルバー人材センター嘱託職員及び事務補助員の採用等に関する規程に定められている。また、この規程の中で報酬及び諸手当それぞれの額は、シルバー人材センター職員給与規程に準ずると定められている。</p> <p>両方の規程に不備が認められたので、規程を見直し適正な支給が行われるよう改善指示されたい。</p> <p>c 補助金実績報告書について、補助対象の人員費及び運営費の記載はあるが、適正に執行されているか確認できなかった。</p> <p>補助金実績報告書において、補助金がどのような経費に使用されたかを確認した上で、補助金の確定処理を行うよう改善されたい。</p>	<p>ター条例及び亀岡市総合福祉センターの管理運営に関する基本協定書等に基づく適正な事業執行を徹底することとした。</p> <p>亀岡市シルバー人材センターに現規程を見直すよう改善指示を行い、これを受けて亀岡市シルバー人材センターが「嘱託職員及び事務補助員の採用等に関する規程」の一部改正（令和7年4月1日施行）及び「嘱託職員による事務局長の給与等に関する規程」（令和7年4月1日施行）の制定を行い、両規程により嘱託職員の報酬及び諸手当の適正な支給が行われるよう改善を行った。</p> <p>領収書等により補助金がどの経費に使用されたかについて確認を行った上で、補助金の確定処理を行うことを徹底した。</p>

「揭示済」

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第30号

政治活動用事務所に係る証票の有効期限を次のように定める。

令和7年11月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 美馬義晴

有効期限 令和11年10月31日

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第27号

亀岡市指定給水装置工事事業者
廃止の告示

令和7年11月25日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により告示する。

記

- 1 廃止届出日
令和7年11月19日
- 2 廃止事業者

指定番号	事業者名	代表者名	住 所
235	株式会社堀川水道	代表取締役 堀川 清忠	京都市西京区下津林東大般若町27番地2

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第28号

亀岡市下水道排水設備指定工事事業者
廃止の告示

令和7年11月25日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定工事業者指定辞退届が提出されたので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止処理日

令和7年11月25日

2 廃止業者

指定番号	業者名	代表者名	住 所
218	株式会社堀川水道	代表取締役堀川 清忠	京都市西京区下津林東大般若町27番地2

「揭示済」